

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が、仕事と家庭を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次の行動計画を策定する。

特に福祉の職場に多い女性労働者が継続して働くことができるように、妊娠・出産を通じて、子育て中の職員への支援の在り方や、仕事と子育ての両立を支援することのできる雇用環境の整備に努める。

### 計画期間

令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの3年間

#### 目標1

妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置し、制度の周知を図る。

##### <対策>

- ・令和5年4月～ 相談窓口担当者を検討
- ・令和5年5月～ 相談員の研修
- ・令和5年7月～ 相談窓口の設置について職員へ周知

#### 目標2

育児介護休業法、雇用保険法、労働基準法等、育児に関する諸制度を継続周知し、利用しやすい環境を作る。

##### <対策>

- ・令和5年4月～ 各種制度に関するパンフレットを作成し、個別相談や手続き支援について情報を発信し、利用しやすい環境を作る。

#### 目標3

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

##### <対策>

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・令和5年6月～ 部署間、職種間での業務サポート体制を強化し、休暇取得に向けて協力体制を構築する。
- ・令和5年8月～ 職員向け掲示板などにより周知する。

#### 目標4

男性職員による育児休業取得率の目標を対象男性職員数の50%とする。

##### <対策>

- ・令和7年4月～ 男性職員による育児休業取得状況を把握し、公表する。